

外国籍選手入国制限及び新型コロナウイルスの影響における選手契約ルール設計

(1)外国籍選手追加契約ルール

(2)日本人選手短期契約ルール

(3)日本人選手の同一シーズン複数回の選手登録制限撤廃

(1)外国籍選手追加契約ルール

入国制限のため入国できず、国内での活動に至らない外国籍選手およびアジア特別枠選手契約分の選手追加契約ルールの設計 ※次ページにて詳細説明

(2)日本人選手短期契約ルール

契約の最短期間であるシーズン終了時（6月末日）迄の規定撤廃

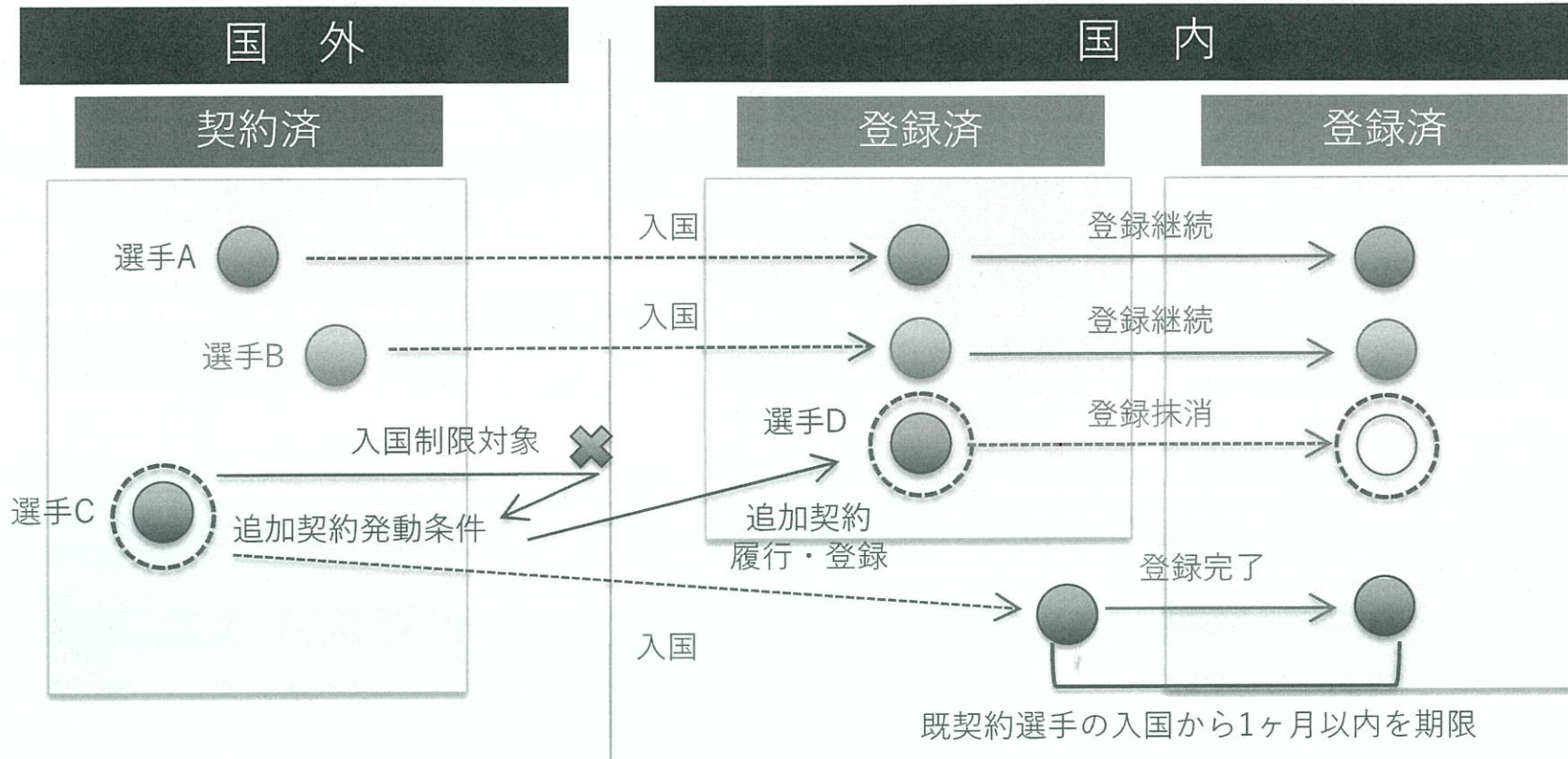
※ルールの発動は、クラブの登録選手数が13名未満かインジュアリーリストの運用が有り登録の空き数がある場合において、登録選手のうち日本人選手数が9名以上であること

(3)日本人選手の同一シーズン複数回の選手登録制限撤廃

日本人選手の再登録制限を撤廃する

※外国籍選手（アジア特別枠・帰化選手含む）は現行通り同一クラブへの再登録は出来ない

(1) 外国籍選手追加契約ルール



1. 既契約済みの外国籍選手・アジア特別枠選手が入国制限により入国できないことが要件
2. 追加契約ルールを履行した際、入国制限下の選手が入国した場合は、その選手の登録完了をもって、追加契約選手の登録は抹消。契約を終えること
3. 入国した選手は原則速やかに登録完了を行うこととする。追加契約選手の登録期限は、入国から1ヶ月後を最長とする

※複数名の追加契約を行う場合、あくまで当初契約済み選手入国後の登録に際して、同時登録数が3名を超過しないよう、追加契約選手を抹消・契約を終えること